

# 社会福祉法人睦会就業規則

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49条)その他法令に定めがあるもののほか、社会福祉法人睦会(以下「会」という。)の職員就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第 2 条 この規則において職員とは、理事長が会の職員として、第5条及び第6条に定める手続きを経て採用され、次の区分により任命した者(臨時職員として任命した者を含む)に適用する。

- (1) 正職員 常に第14条第1項に定める所定労働時間(以下、次号及び第3号において同じ。)を就業できる者で、会の目的遂行のために直接所掌する業務のみでなく関係する他の業務を含めた職責を全うでき得る立場の者をいう。
- (2) 嘱託職員 常に所定労働時間を就業できる者で、会が依頼する業務の職責を全うでき得る立場の者をいう。
- (3) パート職員 所定労働時間より短く就業する者で、会が依頼する業務の職責を全うでき得る立場の者をいう。

## 第2章 服 務 規 則

(サービスの基本原則)

第 3 条 職員は、この規則及びその他の規程を順守するとともに社会福祉の理念に基づき、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(服務心得)

第 4 条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 理事長の許可を受けた場合のほか、他の会社、事業場その他の業務に従事してはならないこと。
- (2) 自己の職務に専念し、正確かつ迅速に業務を処理して常に能率化に努力すること。
- (3) 常に健康に留意し、明朗な態度をもって就業すること。
- (4) 業務上の機密とされた事項及び会の不利益となる事項を他にもらさないこと。
- (5) 業務上職務を利用して不正な金品を要求又は授受しないこと。
- (6) 会の文書又は帳簿を理由なく他人に閲覧させないこと。
- (7) 会の名誉を汚し、信用を傷つけるような言動をしないこと。

### 第3章 人 事

(採 用)

第 5 条 理事長は、就職を希望する者の中から所定の手続きを経て、試験又は選考により採用する。

2 臨時職員が会との間で通算5年を超えて繰り返し採用を更新された場合は、臨時職員の申し込みにより、嘱託職員又はパート職員として採用する。

(提出書類)

第 6 条 新たに採用された職員は、採用後2週間以内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 住所届
- (3) 市外居住願
- (4) 履歴書
- (5) その他理事長が必要と認める書類

2 職員は、提出した書類の記載事項に変更が生じた場合は、その都度速やかに届けなければならない。

(試用期間)

第 7 条 新たに採用された職員については、採用の日から6ヶ月の試用期間を置き、この期間の勤務状況により会の職員として適格と認められた場合に正式に採用する。

2 前項の規定にかかわらず理事長が指定した職につかせるため採用した職員については、試用期間を短縮するか又は置かないことがある。

3 試用期間中は、勤務年数に通算する。

(休 職)

第 8 条 職員が次の一に該当するときは、休職を命ずる。

- (1) 業務上の疾病により欠勤し、1年を経過しても治癒しないとき。
- (2) 業務外の疾病により欠勤90日に及んだとき。
- (3) 前各号のほか特別の事情があつて休職させることが適当と認められたとき。

(休職期間)

第 9 条 前条の規定による休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合 1年
- (2) 前条第2号の場合 1年(ただし結核性は2年)
- (3) 前条第3号の場合 その必要な期間

2 休職期間は勤続年数に算入しない。

3 休職期間中の給与は、別に定めるところにより支給する。ただし、第1項第2号の場合、同一疾病による休職期間は通算し、その期間を超える休職期間中の給与は支給しない。

(復 職)

第10条 休職期間満了前に休職が消滅したときは、直ちに復職させる。ただし、傷病により平常勤務に堪えないときはこの限りでない。

2 復職後同一疾病により1月以内に20日以上欠勤するときは、当該欠勤する期間を休職期間とする。

(解 雇)

第11条 職員が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 怠惰にして勤務成績が不良で就業に適しないとき。
- (2) やむを得ない事業上の都合により業務を縮小するとき。
- (3) 精神又は身体の障害により業務に堪えられないと認められるとき。

2 前項に規定する場合のほかやむを得ない事情のため事業の継続が不可能となった場合は、行政官庁の認定を受けて即時解雇する。

3 前2項に規定する場合は30日前に予告するか、又は30日分の平均賃金を支給して解雇する。ただし、試用期間の職員で14日を経過しない者は平均賃金を支給せず即時解雇する。

(定 年)

第11条の2 職員の定年は60歳とし、その達した日の属する年度の末日をもって退職する。

2 前項の規定にかかわらず定年に達した者が引き続き就業を希望する場合は、希望者全員1年単位の契約更新で退職日の翌日から再雇用するものとする。ただし、その者の雇用期間は、65歳（パート職員にあつては70歳）に達する年度の末日を限度とする。

3 他の職場を退職し60歳を超えた者を新たに職員として採用する必要がある場合においても、再雇用したものとみなし取り扱うものとする。

(退 職)

第12条 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職日とし、職員としての身分を失う。この場合においては、14日前に退職届を理事長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第4号に該当する場合を除く。

- (1) 退職を希望し理事長の承認のあつたとき。
- (2) 休職期間を満了しても復職を命ぜられないとき。
- (3) 期間の定める雇用が満了したとき。
- (4) 死亡したとき。

(辞 令)

第13条 職員の採用、復職、解雇、退職、資格の任免、基本給等は、辞令をもって行う。

## 第4章 就業時間、休日及び休暇

(就業時間)

第14条 職員（パート職員を除く。以下、本項及び次項において同じ。）の所定労働時間は、1週間について40時間、1日については8時間とする。ただし、次項第2号及び第3号に掲げる職員の所定労働時間は、4週間を平均して1週間当たり40時間以内とする。

2 始業・終業の時刻及び休憩・休息の時間は、次のとおりとする。

(1) 次号各号に掲げる以外の職員

始業時刻	終業時刻	休憩時間	休 息 時 間
午前8時30分	午後5時15分	正午から45分	午前10時及び午後3時から15分

(2) 栄養士及び調理員

勤務区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休 息 時 間
平 常	午前8時30分	午後5時15分	午後0時30分から 45分	午前10時及び午後3時から15分
早 番	午前6時30分	午後3時15分		
遅 番	午前10時	午後6時45分		

(3) サービス管理責任者、看護師、生活支援員、作業指導員及び目標工賃達成指導員

勤務区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休 息 時 間
平 常	午前8時30分	午後5時15分	午前11時から 45分	午前10時及び午後3時から15分
			正午から45分	
夜 勤	午前1時	午前9時45分	午前8時30分から 45分	午前3時30分及び午前7時30分 から15分
	午後4時15分	翌日午前1時	午後4時30分から 45分	午後6時及び午後11時から15分
	午後5時15分	翌日午前9時 15分	午後10時から 4時間 翌日午前2時から 4時間	午後6時及び翌日午前7時30分 から15分
半 日	午前8時	正 午		午前10時から15分
	午後1時	午後5時		午後3時から15分

(4) 世話人

始業時刻	終業時刻	休憩時間	休 息 時 間
午前6時	午後9時	午前9時から7時間	午前7時及び午後7時から15分

3 パート職員の所定労働時間、始業・就業の時刻及び休憩・休息の時間等は、雇用契約をもって定めるものとする。

(育児休業、介護休業及び育児時間)

第15条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業及び介護休業を申し出た職員の取扱については、別に定める。

2 職員は、生後満1年に達しない子を育てるため必要があるときは、あらかじめ所属長に申し出をし、1日2回おのおの1時間の育児時間を受けることができる。

(休 日)

第16条 休日は、次のとおりとする。ただし、第14条第2項第2号及び第3号に規定する職員の休日は、各号に相当する日数分を定めた日とする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日（その日が月曜日に当たる場合を除く）、3 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日
- (4) 8 月 1 4 日から 8 月 1 6 日までの日
- (5) その他会の定める日

（振替休日）

第 1 7 条 業務上の都合により前条の休日に勤務させた場合、時間外勤務手当を支払うか、又は本人の申し出によりその翌日から起算して 1 週間以内に振替休日を与える。ただし、振替休日を与える場合は、休日の勤務が実労 3 時間以上わたった場合とする。

（時間外勤務）

第 1 8 条 業務上必要がある場合は、第 1 4 条の規定にかかわらず時間外勤務を命ずることがある。

（宿日直勤務）

第 1 9 条 業務上の都合により必要がある場合には、職員の正規の勤務時間以外の時間又は休日において、本来の勤務に従事しないで行う宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

（出勤）

第 2 0 条 職員は、出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならない。

（年次有給休暇）

第 2 1 条 年次有給休暇は、1 年について 1 月 1 日に在職する職員に対しては 2 0 日、以後新たに採用された職員に対しては、次に掲げる区分により与えるものとする。ただし、会の要請により官公署、会社等の職員から引き続いて会の職員となった者のその年内における年次有給休暇は、採用月にかかわらず 2 0 日とする。

採用月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
休暇日数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

- 2 年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申し出なければならない。
- 3 所属長は、前項の請求があったときは、当該請求を承認することを原則とする。ただし、業務上の都合によりやむを得ない場合には、他の時期に変更することができる。
- 4 年次有給休暇は、1 日を単位として与えるものとする。ただし、職員の請求により半日又は 1 時間を単位として与えることができる。
- 5 第 1 項に掲げる年次有給休暇が 1 0 日以上与えられた職員に対しては、職員の請求により年次有給休暇を与えるものにかかわらず、付与日から 1 年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日について、会が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時期を指定して与えるものとする。ただし、職員が請求して年次有給休暇を与えた場合においては、当該 1 日又は半日単位で与えた日数分を 5 日から控除するものとする。
- 6 年次有給休暇のうち、その年内に使用しなかった日数があるときは、2 0 日を限度として翌年に繰越しができる。

（特別有給休暇）

第 2 2 条 職員が次に掲げる場合は、特別有給休暇を与える。

事 由				期 間		
(1) 職員が結婚するとき				5日		
(2) 父母の祭日				1日		
(3) 忌 引	血 族	死亡した者	日数	姻 族	死亡した者	日数
		配 偶 者	7日		父 母	3日
		父 母	7日		子	1日
		子	5日		祖 父 母	1日
		祖 父 母	3日		兄 弟 姉 妹	1日
		孫	1日		伯 叔 父 母	1日
		兄 弟 姉 妹	3日		生計を一にする姻族の場合は 血族と準ずる。	
		伯 叔 父 母	1日			

(4) 女子職員が出産するとき

出産予定日前6週間（多胎妊娠の場合にあつては10週間）に当たる日から出産の日  
後8週間に当たる日までの期間に必要な期間。

(5) 職員の妻の出産した日、又は、翌日から引き続き3日以内において必要と認める期間。

(6) 生理日の就業が著しく困難な女子職員の生理のとき 3日以内

(7) 業務外の傷病のとき 90日以内（結核療養は1年以内）

(8) 災害で家屋が崩壊した場合

ア 家屋が全焼全壊したとき 7日

イ 家屋が半焼半壊したとき 5日

(9) 前各号のほか理事長が特に必要と認める場合 必要と認める期間

2 前項第7号の場合における期間は、同一疾病による場合は通算するものとする。

3 前項に規定する日数、週数及び年数中には、休日を含むものとする。

4 特別有給休暇を請求しようとする者は、事前にその旨を申し出なければならない。ただし、  
やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(遅刻及び早退)

第23条 遅刻した者、又は早退しようとする者は、所属長に届け出なければならない。

(欠 勤)

第24条 病気その他やむを得ない理由により欠勤する場合は、届け出なければならない。その暇  
がないときは、事後速やかに届出をしなければならない。

2 病気のため7日以上欠勤するとき、又は女子職員が出産のため欠勤するときは、医師の証明書  
を提出しなければならない。

## 第5章 給与及び退職金

(給 与)

第25条 給与の支給条件その他は、別に定める給与規程により支給する。

(出張命令)

第26条 会の業務のため必要があるときは、職員は出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた者には、別に定める社会福祉法人睦会職員旅費規程により旅費を支給する。

(退職金)

第27条 職員が退職したとき、第11条の規定により解雇されたとき又は死亡したときは、別に定める給与規程により退職金を支給する。

## 第6章 安全及び衛生

(防火及び保健衛生)

第28条 職員は防火及び保健衛生のため、次の次項を守らなければならない。

- (1) 常に職場の整理整頓に留意し、就業上新鮮な職場とすること。
- (2) 災害の防止に努め、特に通路、避難出口、防火設備のある箇所には、物品を置かないこと。
- (3) 火気の使用には特に注意し、職場ごとに火気取扱責任者は事故の防止に努めること。
- (4) 防火設備、衛生設備、その他危険防止のため設けられた諸設備を故なく除去変更しないこと。
- (5) 可燃性又爆発性の危険物に対しては常に注意を怠らず、異状を認めたときは臨機の措置を取るとともに、責任者に連絡し、互いに協力しその被害を最小限度に止めるよう努めること。
- (6) 常に職場の清潔保持に努め、廃棄物は定められた場所以外には捨てないこと。
- (7) 電気装置並びに機械器具及び運搬具類は、使用前に点検し、事故を未然に防ぐよう留意すること。

(健康診断)

第29条 職員は、定期又は随時に行う健康診断を受けなければならない。

2 健康診断の結果特に必要がある場合は、一定期間就業禁止することがある。

(就業の禁止)

第30条 職員が次の疾病にかかっていることが明らかになった場合は、速やかに医師の指示に従わなければならない。

- (1) 法定伝染病、その他伝染病
- (2) 精神障害の疾病
- (3) その他就業のため病勢の悪化の恐れのある疾病

(伝染病の防止)

第31条 職員の家族又は同居している者その他身近な者が法定伝染病にかかり、又はその疑いがあることを知ったときは、直ちにその旨を施設長に届け出て、適切な措置を講じなければならない。

## 第7章 表彰及び懲戒

### (表 彰)

第32条 職員が次の各号の一に該当する行為があったときは、その都度審査のうえ表彰する。

- (1) 日常の就業態度が誠実で他の職員の模範となる行為があったとき。
- (2) 災害を未然に防止し、又は災害の際特に功労のあったとき。
- (3) 10年以上誠実に勤務し、会の発展に功労のあったとき。
- (4) 前各号に準ずる善行、又は功労があると認められたとき。

### (懲 戒)

第33条 職員が次の各号の一に該当するときは、次の規定により制裁を行う。

- (1) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段により雇用されたとき。
- (2) この規則及び会の諸規程にしばしば違反するとき。
- (3) 素行不良で職場の風紀秩序を乱したとき。
- (4) 業務を怠り更生の意欲がないと認められるとき。
- (5) 故意に業務の能率を阻害し、又は業務の遂行を妨げたとき。
- (6) 業務上の怠慢又は監督不行届によって災害事故を引き起こし、又は会の設備器具を損壊したとき。
- (7) みだりに職場の物品を持ち出そうとする行為のあったとき。
- (8) 会の名誉、信用を傷つけたとき。
- (9) 会の重要書類を紛失したとき。
- (10) 業務上の指揮命令に違反したとき。

### (懲戒の種類及び程度)

第34条 懲戒は、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 戒 告 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減 給 始末書を提出させ、給与を減額する。ただし、減給1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超えることなく、又総額が当該賃金計算期間の総賃金額の10分の1以内とする。
- (3) 出勤停止 7日以内出勤停止し、その間給与を支給しない。
- (4) 解 雇 予告期間を設けることなく、即時解雇する。

## 第8章 雑 則

### (損害賠償)

第35条 職員が故意又は過失によって会に損害を与えたときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

### (委 任)

第36条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。



附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年3月26日から施行する。

附 則

第14条及び第16条の改正条項のうち、遠野コロニーに関する部分は平成8年1月1日から、石上の園に関する部分は平成8年7月1日を起算日として適用する。

附 則

この規程は、平成12年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。